

別 紙 第 2

職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 給料表

(1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を、別記第1のとおり改定すること。

(2) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例

現行の第二号任期付研究員に適用される給料表を、別記第2のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

(1) 令和4年12月期の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.125月分（再任用職員については、0.55月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.15月分（再任用職員については、1.05月分）とすること。

イ 別記第3の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.325月分（再任用

職員については、0.65月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.55月分(再任用職員については、1.25月分)とすること。

ウ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.425月分(再任用職員については、0.65月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.75月分(再任用職員については、1.25月分)とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.15月分(再任用職員については、0.60月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.20月分(再任用職員については、1.15月分)とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

令和4年12月に支給する期末手当の支給月数を1.775月分とし、期末手当の年間支給月数を3.45月分とすること。

(2) 令和5年6月期以降の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.525月分)とすること。

イ 別記第3の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.625月分)とすること。

ウ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.375月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.625月分)とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.10月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.575月分）とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.725月分とすること。

3 実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2(2)については、令和5年4月1日から実施すること。